

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：宍陰活性化実行委員会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

京都市右京区宍陰地域（越畑地区・嵯原地区）

<名 称>	越畑の棚田	32.2ha
	嵯原の棚田	20.5ha

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

- ・ 耕作放棄の防止
令和6年度まで、「越畑の棚田」「嵯原の棚田」とともに新たな耕作放棄地の発生を防止する。
- ・ 担い手の確保
令和6年度までに、法認定農家6名から8名に増加させる。
- ・ 生産性の向上
令和6年度までに、農地利用集積率を増加させる。
「越畑の棚田」 47.5%から55.0%へ
「嵯原の棚田」 29.3%から35.0%へ

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

ア 農産物の供給促進

- ・ 都市農村交流施設である越畑フレンドパーク「まつばら」の手打ちそばを拠点に、地元産そばの栽培供給を拡大する。
現状500Kgから800Kgの供給を確保する。
- ・ 「まつばら」を販売拠点としている「ブドウ」「リンゴ」の新品種の導入や品質向上を目指す。
- ・ 新たに導入した新京野菜「京の花街みょうが」の生産拡大を図る。
現状120Kgから240Kgの供給を確保する。

イ 良好な景観の形成

- ・ 現状20箇所ある耕作条件の不良な棚田については、地域特産物であるオミナエシ・ホオズキの栽培やひまわり・コスモス等の景観作物の植栽により維持管理を図る。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

ア 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・ 都市農村交流施設である越畑フレンドパーク「まつばら」を拠点とした、都市農村交流の維持拡大を図る。

＜手打ちそば、ブドウ、リンゴ、棚田米、そば加工品、地元野菜の提供＞
現状20,000人から21,000人へ

イ 都市農村交流イベントを通じて棚田の魅力発信を行い、参加者の増加を図る。

①岩陰竹灯籠 8月開催 約100人(R1) から約150人へ

②岩陰ハロウィン祭 10月開催 約150人(R1) から約200人へ

③岩陰ファンクラブ会員 7世帯(R1) から 10世帯へ

ウ 令和6年度までに、空き家調査・登録を実施し、再生・活用促進を図る。

現在23戸ある空き家の家屋調査、利用意向調査を実施し、空き家登録するとともに、移住・定住促進を行う。

移住定住者目標：2戸4名

3 計画期間

認定年月日～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

ア 棚田等の保全

・ 耕作放棄の防止

中山間直接支払交付金等を活用しながら、指定棚田毎に共同維持管理作業を行い耕作放棄地の防止を図っていく。

・ 担い手の確保

隣接する「越畑の棚田」「檜原の棚田」を相互に保全・維持管理する担い手農家の確保を促進する。

・ 生産性の向上

地域の中核的なリーダーとなる担い手認定農家を中心に農地を集約する。

棚田景観に配慮しつつ、水路・農道の修繕を行う。

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・ 農産物の供給の促進

都市農村交流施設である越畑フレンドパーク「まつばら」を核として、農産物(そば・ブドウ・リンゴ・棚田米・そば加工品・地場野菜など)の供給拡大を図る。

新京野菜「京の花街みょうが」の生産拡大を図り、加工品の販売促進を行う。

・ 良好な景観の形成

耕作条件の不良な棚田には、ひまわり・コスモス等を植栽し、景観形成による維持管理を行う。

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

・ 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

都市農村交流施設である越畑フレンドパーク「まつばら」を核として、都市農

村交流の維持拡大を図る。

- ・ 手打ちそば，ブドウ，リンゴ，棚田米，そば加工品，地元野菜の提供。
- ・ 都市農村交流イベントを開催し，棚田の魅力発信を行い，豊かな自然環境を活用した交流人口の創出と拡大を図る。
- ・ 空き家の家屋調査，利用意向調査を実施し，空き家登録するとともに，移住・定住促進を行う。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

宕陰活性化実行委員会は、宕陰学区自治連合会・越畑自治会・嵯原自治会・京都市農協嵯峨北部支部・京都市（文化市民局・右京区役所・西部農業振興センター）で構成。参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項